

第 3 期堺市消費者基本計画（案）における施策の変更箇所等について

本資料は、第 3 期堺市消費者基本計画における施策について、第 2 期基本計画との対比により、記載内容に係る主な変更箇所等を示すものです。

（実質的な内容の変更を伴わないものや形式的・軽微な変更を除く。）

なお、記載のページ番号は「第 3 期堺市消費者基本計画（案）」における該当ページを表します。

◎ 41 ページ

≪基本目標 1 消費生活の安全・安心の確保≫

(1) 危害等の防止

① 食品の安全性の確保

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	
1	食品関係の監視指導	1	食品関係施設の監視指導
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>食品衛生施設に対して、食品衛生監視員が定期的に立入調査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理、各種記録の作成・保存状況等について監視指導を行います。</u> ○ 市内で製造、流通、販売されている食品等について、食中毒菌、食品添加物、残留農薬などの検査を行います。 ○ 食中毒等の健康被害が発生した場合、直ちに調査を開始し、発生原因の究明に努めるとともに、施設の改善指示や営業の禁止・停止等の必要な措置を講じることにより、被害の拡大防止及び再発防止を図ります。 	食品衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>食品関係施設に食品衛生監視員が定期的に立ち入り、施設整備の清潔保持など一般的な衛生管理と、危害発生防止のため重要な工程を管理するための取組からなる「HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)に沿った衛生管理」が適切になされるよう監視指導を行います。</u> ○ 市内で製造される又は流通する食品等について、食中毒菌、食品添加物、残留農薬等の検査を行います。 ○ 食中毒等の健康被害が発生した場合、直ちに調査を開始して発生原因を究明し、施設の改善指示や営業の禁停止等の必要な措置を講じ、被害の拡大防止と再発防止を図ります。 	食品衛生課

◎ 45 ページ

③ 計量の適正化

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		
4	計量制度の普及啓発	19	計量制度の普及啓発	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計量記念日の行事として、消費者の計量意識の向上と生産者及び販売者の適正な計量の実施を確保することを目的に、啓発活動を行います。 ○ <u>毎月1回、使用中はかりの精度を確認してもらうため、家庭用はかりの無料検査を実施します。</u> ○ 計量強調月間に、施設及び適正計量管理事業所にポスターを配布し、啓発を行います。 ○ 計量に関する出前講座を実施し、計量制度の普及啓発を図ります。 	消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「計量記念日」の行事として、消費者の計量意識の向上と生産者及び販売者の適正な計量の実施を確保することを目的に、啓発活動を行います。 <u>(事業廃止に伴い削除)</u> ○ 「計量強調月間」に、市施設及び適正計量管理事業所にポスターを配布し、啓発を行います。 ○ 計量に関する出前講座を実施し、計量制度の普及啓発を図ります。 	消費生活センター

◎ 56 ページ

≪基本目標 2 消費者の自立支援≫

(1)-1 ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進

① 学校等における消費者教育・啓発の推進

【小学校、中学校、高等学校等】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容
<p>1 小学校家庭科及び中学校技術・家庭科（家庭分野）における消費者教育の実施</p> <p>○ 学習指導要領において、小学校家庭科及び中学校技術・家庭（家庭分野）の内容の「<u>身近な消費生活と環境</u>」において、「物や金銭の使い方と買物について（小）」「<u>家庭生活と消費について（中）</u>」を示しており、これに基づき物や金銭の計画的な使い方や消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴等について学習を進めます。</p> <p style="text-align: right;">学校指導課</p>	<p>28 小学校家庭科及び中学校技術・家庭科（家庭分野）における消費者教育の実施</p> <p>○ 学習指導要領において、小学校家庭科及び中学校技術・家庭（家庭分野）の内容の「<u>消費生活・環境</u>」において、「物や金銭の使い方と買物（小）」「<u>金銭の管理と購入（中）</u>」「<u>消費者の権利と責任（中）</u>」「<u>消費生活・環境についての課題と実践（中）</u>」を示しており、これに基づき物や金銭の計画的な使い方や消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴等について学習を進めます。</p> <p style="text-align: right;">学校教育部 教育センター</p>
<p>2 環境・防災教育推進事業</p> <p>【環境・防災教育研究校の指定】</p> <p>○ 指定を受けた研究校は地域の実態に応じた環境教育を推進し、ホームページや子どもゆめフォーラムにおいて、実践の発信を行います。</p> <p>【グリーンカーテン整備】</p> <p>○ 希望した 40 校程の幼稚園、小学校、中学校がゴーヤ等の栽培によるグリーンカーテン作りに取り組み、ホームページや展示会において、その成果を発信します。</p> <p style="text-align: right;">学校指導課</p>	<p style="text-align: center;">（事業廃止に伴い削除）</p>
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>31 <u>ごみの減量化・リサイクルに関する出前講座等の実施</u></p> <p>○ <u>幼少期からの環境教育としてマスコットキャラクターを利用した出前講座等を実施し、ごみの減量化・リサイクルへの意識や関心を高めます。</u></p> <p style="text-align: right;">資源循環推進課</p>

◎ 57 ページ

【大学等】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容
—	<p>34 大学の教職員等に対する啓発活動の実施</p> <p>○ <u>大学による、学生に対する契約に関する知識やトラブルへの対処方法の啓発活動の充実をめざし、大学の教職員を対象とした、消費者問題に関する情報提供や注意喚起を行う場を設けます。</u></p> <p style="text-align: right;">消費生活センター</p>

◎ 59 ページ

② 地域・家庭・職域における消費者教育・啓発の推進

【地域】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容
<p>6 広報紙、ホームページによる情報提供や効果的な情報提供方法の拡充</p> <p>○ 広報さかいやホームページを活用し、市民にとって有益な情報提供を行います。消費生活センターに寄せられた相談情報や全国的な消費者被害の傾向をもとに、市民にとって必要な情報が何であるかを捉え、ニーズに応じた内容の充実、早期の発信・更新を行い、市民が消費者問題について学習するための情報なども掲載し、消費者被害の未然防止に努めます。</p> <p>○ また、様々な層の消費者に的確に情報を届けるため、広報紙・ホームページ以外にも、効果的な情報提供方法の拡充を図ります。</p> <p style="text-align: right;">消費生活センター</p>	<p>40 広報紙、ホームページ、SNS 等の各種媒体を活用した効果的な情報提供</p> <p>○ 広報さかいやホームページを利用し、市民にとって有益な情報提供を行います。消費生活センターに寄せられた相談情報や全国的な消費者被害の傾向をもとに、市民にとって必要な情報が何であるかを捉え、ニーズに応じた内容の充実、早期の発信・更新を行い、市民が消費者問題について学習するための情報なども掲載し、消費者被害の未然防止に努めます。</p> <p>○ <u>さまざまな層の消費者に迅速かつ的確に情報を届けるため、広報紙、ホームページといった既存媒体に加え、SNS を活用した情報発信を積極的に行うなど、効果的な情報提供を図ります。</u></p> <p style="text-align: right;">消費生活センター</p>

(次ページへ続く)

<p>12 堺エコロジー大学運営事業</p>	<p>○ 市民の環境意識の向上と環境共生のまちづくりを支える人材を育成するため、市民、NPO、企業、大学等と連携し、堺エコロジー大学を運営します。</p> <p>○ 一般講座は子どもから大人まで幅広い層を対象にした様々なプログラムを実施します。</p> <p>○ 環境活動実践者育成のため専門コースを設定し、大阪府立大学の環境教育プログラムとも連携して、専門性の高いカリキュラムを構築します。</p>	<p>環境政策課</p>		<p>(事業廃止に伴い削除)</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>46 環境学習の促進</p>	<p>○ 市民等の環境に対する意識を変え、環境に配慮した価値観や行動への変容を促進するため、本市の特性を活かした環境学習講座や子ども、学生等を対象とした環境教育講座を実施します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>47 ごみの減量化・リサイクルに関する出前講座等の実施や情報発信</p>	<p>○ ごみの減量化・リサイクルを推進するため、地域の集まりなどにおいて出前講座を実施し、広報さかいのほか、ホームページやツイッター等の SNS を活用した情報発信を積極的に行います。</p>	<p>資源循環推進課</p>

◎ 60 ページ

【家庭】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	
4 堺エコロジー大学運営事業			
(再掲)	環境政策課	(事業廃止に伴い削除)	
—		51 環境学習の促進	
—		<p>【施策番号 46 の再掲】 ○ 市民等の環境に対する意識を変え、環境に配慮した価値観や行動への変容を促進するため、本市の特性を活かした環境学習講座や子ども、学生等を対象とした環境教育講座を実施します。</p>	
—		52 ごみの減量化・リサイクルに関する出前講座等の実施や情報発信	
—		<p>【施策番号 47 の再掲】 ○ ごみの減量化・リサイクルを推進するため、地域の集まりなどにおいて出前講座を実施し、広報さかいのほか、ホームページやツイッター等の SNS を活用した情報発信を積極的に行います。</p>	
—		環境政策課	
—		資源循環推進課	

◎ 61 ページ

【職域】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	
—		53 事業所における消費者教育の支援	
—		<p>○ 事業所における従業員への消費者教育を推進するため、従業員研修等における出前講座の実施や消費者トラブルに関する情報、啓発資料の提供等により、事業者による学習機会の提供を支援します。</p>	
—		消費生活センター	

◎ 63 ページ

(1)-2 消費者教育の担い手の支援・育成

② 地域等における担い手の支援・育成

【地域】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	
4 消費者団体との連携の促進		59 消費生活に関する情報の共有	
(再掲)	消費生活センター	○ <u>消費生活センターが得た消費生活に関する情報を適宜消費者団体へ提供し、情報を共有することで、消費者への適切な情報提供につなげます。</u>	消費生活センター
5 消費者団体の自主的な活動への支援		60 消費者団体の事業支援	
(再掲)	消費生活センター	○ <u>消費者問題の普及啓発や事業者・事業者団体との意見交換を促進し、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主的な取組に対する支援を行います。</u>	消費生活センター
6 堺エコロジー大学運営事業		<u>(事業廃止に伴い削除)</u>	
(再掲)	環境政策課		
—		61 環境学習の促進	
—		<u>【施策番号 46 の再掲】</u> ○ <u>市民等の環境に対する意識を変え、環境に配慮した価値観や行動への変容を促進するため、本市の特性を活かした環境学習講座や子ども、学生等を対象とした環境教育講座を実施します。</u>	環境政策課
—		62 ごみの減量化・リサイクルに関する出前講座等の実施や情報発信	
—		<u>【施策番号 47 の再掲】</u> ○ <u>ごみの減量化・リサイクルを推進するため、地域の集まりなどにおいて出前講座を実施し、広報さかいのほか、ホームページやツイッター等の SNS を活用した情報発信を積極的に行います。</u>	資源循環推進課

◎ 64 ページ

【事業者】

第 2 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容		第 3 期堺市消費者基本計画における施策名／施策内容	
—		63 従業員に対する情報提供等 ○ <u>事業者における消費者教育を支援するため、管理職をはじめとした事業者の従業員等に対し、出前講座の実施や消費生活に関する情報提供等を通じた支援を行います。</u>	消費生活センター

◎ 70～75 ページ

《基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応》の設定に伴い、新設。